

甲府市農業委員会6月定例総会議事録

1. 日 時 令和4年6月29日（水曜日）午後1時30分から午後2時30分

2. 会 場 甲府市役所6階大会議室

3. 出席委員（18名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 渡邊 初男 2 番 小松 芳彦 4 番 池田 哲郎 5 番 落合 洋子
6 番 關野 登 7 番 田中 由美 8 番 後藤 良仁 9 番 土屋 三千雄
10 番 越石 和昭 11 番 小澤 博 12 番 山村 忠弘 13 番 雨宮 洋文
14 番 末木 瑞夫 15 番 矢崎 正勝 16 番 塚田 泰英

【農地利用最適化推進委員】

1 番 佐々木 茂隆 2 番 萩原 齊 4 番 山本 光信 5 番 平澤 友良
6 番 山本 俊一 7 番 杉原 正芳 8 番 松木 正治 9 番 小池 厚
10 番 二宮 茂徳 12 番 佐野 満 14 番 金丸 輝男 15 番 若尾 忠昭
16 番 亀井 智 17 番 池谷 幸男 18 番 長田 茂季

4. 欠席委員（4名）

【農業委員】

3 番 菊島 建

【農地利用最適化推進委員】

3 番 植田 泰
11 番 大森 由彦
13 番 齊藤 藤雄

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 中村 勝
農地係 係 長 清野 隆彦
係 長 青木 進
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第4号 令和4年7月告示分農用地利用集積計画の承認について
議案第5号 令和5年度山梨県農業行政施策に関する意見書（案）について

報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第5号 農用地利用集積計画の解約について

午後1時30分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和4年6月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中18名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会6月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、6月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、12番の山村忠弘委員と、15番の矢崎正勝委員のお2人をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス予防対策のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の第3条許可申請は有償移転が2件ございまして、譲受人については第3条の資格要件を全て満たしております。

議案書 1 ページの 1 番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積等については、議案書記載のとおりです。

〇〇に位置する農地で、北側、東側は道路、西面は農地、南側は宅地となっています。

譲受人は〇〇で農業経営を行っていきまして、新たな農地購入を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後の計画面積は〇〇㎡となり、申請地には〇〇を栽培する計画です。

議案書 1 ページから 2 ページにかかる 2 番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積等については、議案書記載のとおりです。

〇〇に位置する農地で、道路と宅地に面し、北面、南面、西面は農地になっています。

譲受人は〇〇同所で、〇〇を行っているが、農地購入を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し経営をしたいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後の計画面積は同じく〇〇㎡となり、申請地には〇〇を栽培する計画です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

賛成多数ですので議案第 1 号については、決定し、許可書の交付をまいります。

つぎに、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の4条許可申請は2件でございます。

議案書3ページの1番、地図は1ページの4条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積等については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請人は、現在の住居が〇〇したため、申請地に〇〇したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定です。

議案書2番、地図は2ページの4条No.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積等については、議案書記載のとおりです。

農地区分は、第1種農地 不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設と判断しました。

申請人は〇〇しているが、申請地は立地条件に適しており需要が見込まれるため、〇〇に転用したいとのことです。転用後は〇〇する予定です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号 農地法第4条による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第2号については、決定し、許可書の交付をまいります。

つぎに、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の5条許可申請は、所有権移転が6件、賃貸借が3件、計9件となります。

議案書4ページの1番2番、地図は3ページの5条No.1. No.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積等については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

賃借人は〇〇において〇〇しているが、〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を賃借し〇〇に転用したいとのことです。賃借人は、令和〇〇年頃から申請地を、自身の経営する〇〇の〇〇として転用していたことから、今回〇〇による申請となります。

続きまして、議案書3番、地図は4ページの5条No.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積等については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第3種農地と判断しました。

譲受人は、現在の〇〇が〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書5ページの4番、地図は5ページの5条No.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積等については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在の〇〇が〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案の5番6番、地図は6ページの5条No.5. No.6をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積等については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第1種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活に必要な施設と判断しました。

賃借人は 〇〇として〇〇において経営しており、受注増加に伴い〇〇が不足し、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、6ページ議案書7番8番、地図は7ページの5条No.7. No.8をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積等については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第3種農地と判断しました。

譲受人は〇〇で、申請地は立地条件に適しており需要が見込まれるため、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして議案書9番、地図は8ページの5条No.9をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積等については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

賃借人は〇〇において〇〇を経営しており、〇〇での〇〇に伴い〇〇が不足し、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして議案書 7 ページの 10 番、地図は 9 ページの 5 条No.10 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積等については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

譲受人は〇〇しているが、現在使用している〇〇の一部が〇〇として譲渡することになったため、〇〇の土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして議案書 11 番、地図は 10 ページの 5 条No.11 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積等については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設と判断いたしました。

譲受人は申請地の〇〇で〇〇を営んでいるが、〇〇の〇〇として、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、これを取得し転用したいとのことです。

続きまして議案書 12 番、地図は 11 ページの 5 条No.12 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積等については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

譲受人は申請地の〇〇に〇〇し〇〇をしまして、〇〇として、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し転用したいとのことです。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 3 号については、決定してまいり

ます。この議案のうち、1000 m²以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件は1000 m²未満ですので許可書を交付をしまいいります。

つぎに、報告第1号から第4号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。議案書8ページの先月の総会案件のうち、山梨県農業会議への諮問案件は許可相当2件、保留1件で、この保留の案件については7月7日に再度、諮問会議にて説明します。

9ページからは令和4年5月11日から令和4年6月20日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第1号から第4号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思えます。

つぎに、議案第4号 令和4年7月告示分 農用地利用集積計画について、事務局より説明して下さい。

また、関連がありますので、報告第5号 農用地利用集積計画の解約についても併せて説明して下さい。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第4号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、新規設定8件、再設定5件、計13件の申し出がありました。

議案書17ページの表は、新規設定です。

千代田・甲運・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は10,118 m²です。

中段の表は、令和4年度の目標面積113,400 m²に対し、設定面積は46,709 m²、達成率は41%です。

続いて18ページの表は、再設定です。

二川・山城・中道北・上九一色地区からの申し出があり、合計面積は5,432 m²です。

中段の表、令和4年度の目標面積280,700㎡に対し、設定面積は31,288㎡、達成率は11%です。

19ページ1番から21ページ8番は新規設定です。

22ページ9番から23ページ13番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、新規就農者の案件を読み上げさせていただきます。

20ページ3番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、〇〇での研修終了後、〇〇の法人で、〇〇などの栽培について研修されました。当該農地では、〇〇を栽培し、〇〇または〇〇に出荷予定です。〇〇や〇〇は借りるとのことです。年間180日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書24ページから26ページをご覧ください。

今月は6件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

所有権移転や新規就農者などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

利用権設定の3番の案件について、山城地区の關野委員から補足説明をお願いします。

○山城地区委員（關野委員）

事務局からの説明のとおりなんですけど、〇〇のほうで研修を終了したということで、現在〇〇のほうで〇〇を栽培していると、成育のほうも良好でございます。ただ〇〇ということですので、いずれにしても来年は別の所を探さなければならないということで、事務局のほうと現在協議調整中ということで、またサポートしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より補足説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第4号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。

また、報告第5号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

つづいて、議案第5号 令和5年度山梨県農業行政施策に関する意見書（案）について審議いたします。

山梨県への意見については、ブロック会議において委員の皆様より、ご意見、ご要望をいただきました。それを事務局でまとめました。

それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（牧野係長）

それでは説明いたします。「令和5年度山梨県農業行政施策に関する意見」については、本日の総会で、ご審議をいただいた後に、山梨県農業会議に提出し、山梨県農業会議が、各市町村の意見書をまとめて、山梨県に提出します。

なお、山梨県へ意見をする項目は、あらかじめ県から「農地の利用の最適化の推進」「担い手の育成・確保と農業経営支援対策」「その他本県農業・農村の発展に向け必要な施策」の項目が指定されました。

その内容について皆様からのブロック会議でのご意見や書面による意見をまとめ、先日の運営会議で諮らせていただきました。その結果を今からご審議をいただいた上で山梨県への意見とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、皆様方に上程いたします意見書（案）の内容について、読み上げまして説明とさせていただきます。

まずは「農地の利用の最適化の推進」の項目についてですが、2点です。

1点目の「課題」は『鳥獣害対策について』です。

「改善施策及び新たな施策」は『有害鳥獣による農作物の被害は、農業者の生産意欲の低下につながり、農地の有効利用に悪影響を及ぼします。このため、継続的な鳥獣防止柵の設置と、老朽化している柵の修繕を要望します。また、ハンター（猟友会）の強化や、罠の設置も併せて要望します。』

という内容です。

2点目の「課題」は『中山間地域の農地の利便性の向上について』です。

「改善施策及び新たな施策」は『甲府市は地形から中山間地域に多数農地が点在していますが、農道や圃場等が未整備なところや、傾斜地のため農業用機械の使用が困難な場所があり、将来的にも集積や集約（売買や貸借等）をしにくい状況です。この

ため、これらを改善する対策を要望します。』

という内容です。

次に「担い手の育成・確保と農業経営支援対策」の項目についてですが、2点です。

1点目の「課題」は『親元就農者経営安定支援事業の支援の拡大について』です。

「改善施策及び新たな施策」は『農業従事者の高齢化や後継者不足の進展による労働力の確保が喫緊の課題となっている中、新たな世代に農業を学び引き継いでいくためには、親元で就農する人はその可能性が高いと思います。このため、親元農業者経営安定支援事業における対象年齢を現在の50歳未満から60歳未満へ補助対象年齢の上限の引き上げを要望します。』

という内容です。

2点目の「課題」は『新規就農者における管理の一元化と指導農業士による指導について』です。

「改善施策及び新たな施策」は『新規就農者が複数市町を超え規模を拡大して耕作したが耕作を放棄する事例があります。このため、新規就農者が複数市町を超え耕作する場合は、各市町が県に届出し、それを県が指導監督できるシステムの構築を要望します。また、新規就農者に対して、指導農業士による技術力向上の研修会の実施や、その制度について積極的なPRを要望します。』

という内容です。

次に「その他本県農業・農村の発展に向け必要な施策」の項目についてですが、4点です。

1点目の「課題」は『やまなし4パーミル・イニシアティブについて』です。

「改善施策及び新たな施策」は『山梨県がいち早く取り組んでいる「4パーミル・イニシアティブ」は、二酸化炭素の排出を削減し、温暖化を抑制する考え方に基づくSDGsの目標にも貢献する国際的な取組みの一つですが、その内容や実践方法について、あまり周知が進んでいないと思います。このため、農業者に対するPRや、実演講習会の開催、加え、使用機器の貸出しや、機器導入に要する支援を要望します。』

という内容です。

2点目の「課題」は『農業参入している法人等の情報の提供について』です。

「改善施策及び新たな施策」は『企業等の農業参入は、担い手の確保や遊休農地の解消など、農業分野の課題解決のみならず、地域経済の活性化にも寄与し重要です。

このため、山梨県内における農業参入している法人の情報の提供を要望します。』

という内容です。

3点目の「課題」は『県有農地の賃借料の見直しについて』です。

「改善施策及び新たな施策」は『県有農地の賃借料が大幅に上がり、農業者の生産意欲が低下し、離農する恐れがあります。また、農業経営基盤強化促進法により農地を賃貸借している農業者へも悪影響を及ぼします。このため、実態を把握した賃借料の見直しを要望します。』

という内容です。

4点目の「課題」は『農地中間管理事業の推進について』です。

「改善施策及び新たな施策」は『遊休農地の借り入れを促進させるため、圃場整備に要する費用の補助の拡大を要望します。』

という内容です。

以上が、令和5年度山梨県農業行政施策に関する意見書の事務局案です。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらについても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いします。

○滝川地区委員（渡邊委員）

担い手の育成の関係ですけど、2番目のところで新規就農者に対して、指導農業士による技術力向上の研修会の実施とありますが、県ではそれ以外におそらく青年農業士もあると思います。青年農業士も活動してると思うんですけど、できましたら指導農業士及び青年農業士も加えてもらったほうがいいんじゃないかと。県の組織の中で青年農業士も頑張っていると思います。できましたらお願いします。

○議長（西名会長）

今、指導農業士だけでなく、青年農業士も指導者の一つのグループの立場で新規就農者等を指導するよという具体的なご提案でございます。内容については、名前も指導農業士ですので、先頭に立つわけですけれども、青年農業士もそれぞれ地域であるいはいろんな作目の中でも指導ができるような素晴らしいエキスパートでございますから、皆さんの手を借りない手は無いくらいでございますから、渡邊委員さんから提案があったわけでございます。

これを加えていくということはどうでしょうか、みなさん。ご賛成いただけますか。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

それでは青年農業士も加えると、こういう恰好でいきたいと思います。

他にはどうでしょうか。

《 特になし 》

○議長（西名会長）

はい、それでは令和5年度山梨県農業行政施策に関する意見書（案）について、今

渡邊委員さんから具体的な提案がありました。指導農業士に青年農業士も加えるという恰好での案としたいと思いますが、賛成をしていただける委員の皆さんは挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この意見書については、この内容で決定させていただきたいと思います。お手元の案を抹消していただき、先ほどの青年農業士を加える件については、事務局と執行部におまかせさせていただきたいと思います。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

《 特に無し 》

皆様のご協力で短時間で終わることができましたことに感謝いたします。

【5. 総会閉会の宣言】

以上をもちまして、6月定例総会を終了いたします。

お疲れ様でした。

午後2時30分 閉会